

平成 22 年 8 月 19 日

資料 2 決算書の説明

平成 21 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

本年度の決算概要について申し上げます。

本年度の医療費の動向につきましては、一般被保険者及び退職被保険者等を合わせた療養給付費は大幅に増加しております。

直接的には入院による療養給付費の増によるものでありますが、医療技術の高度化の影響並びに受診率の上昇が医療費の伸びに反映されているものと分析しております。

また、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成 20 年度から保険者に特定健診・特定保健指導が義務づけられており、本年度は、特定健診では 1,241 名の被保険者が健診を受診され、そのうち 147 名の特定保健指導を実施しております。前年度と比較し、100 名ほど受診者は増えておりますが、対象者である 40 歳以上 75 歳未満の被保険者数も増加しており、受診率は 21.8%と前年度と比較し 0.1%の増にとどまっています。

本年度の収支は、前年度と比較し、前年度純繰越金が約 4,780 万円の増、前期高齢者交付金が約 1 億 7,160 万円の増などにより歳入全体で約 8,620 万円の増となっている反面、保険給付費は約 5,980 万円増加しているものの老人保健拠出金が約 7,580 万円の減、後期高齢者支援金が約 4,090 万円の減などにより歳出全体で約 7,200 万円の減となっており、収支差引額は 2 億 6,018 万 5,283 円となり、この額を翌年度に繰越いたします。

また、本年度において財政調整基金から生じた利子 82,886 円と任意積立 2,243 万 2,000 円を基金に積立て、当年度末の国保財政調整基金残高は 3,997 万 4,239 円となっています。

21.22 ページの歳出から説明いたします。

款 1 総務費 項 1 総務管理費 目 1 一般管理費は、国保事業の運営に要する経常的な経費であります。

減少の要因は、前年度に実施した高齢受給者に対する医療費の自己負担割合を 2 割から 1 割に凍結するシステム改修等の終了によるものであります。

23.24 ページをお願いいたします。

項 2 徴税費 目 1 賦課徴収費は、国保税の賦課徴収事務に要する経常的な経費であります。総務費の内、項 1 総務管理費 目 2 連合会負担金の支出済額等を除いた 4,282 万 542 円を職員給与費等繰入金として一般会計から繰入れております。

款 2 保険給付費につきましては、目 1 一般被保険者療養給付費は 15 億 7,450 万 6,980 円で、前年度より保険者負担分は 1 億 866 万 3,946 円増加しております。

入院、入院外、歯科、調剤、食事療養において、件数・日数・費用額とも前年度より増加しております。1 件当たりの費用額は、入院が大きく増加し、1 件当たり 463,350 円で前年度と比較し 27,068 円の増となっており、1 人当たりの費用額は 105,560 円で前年度と比較し 4,448 円の増となっております。

目 2 退職被保険者等療養給付費は 1 億 8,673 万 6,143 円で、退職被保険者数の減により、前年度より保険者負担分は 6,669 万 3,051 円減少しております。

1 件当たりの費用額は、入院、入院外、歯科とも減少しておりますが、高額療養費については増加しております。また、1 人当たりの費用額は、入院・入院外とも増加しており、長期にわたる入院、通院が多いためと分析しております。

一般被保険者、退職被保険者等を合わせた療養給付費全体では、本年度は 17 億 6,124 万 3,123 円で、前年度より 4,197 万 895 円増加しております。

件数、費用額について、入院、入院外、歯科、調剤等全てに増となっており、特に入院に係る費用額の増加が医療費の増加の主な要因となっています。

25.26 ページをお願いいたします。

項 2 高額療養費 目 1 一般被保険者高額療養費は 1 億 7,557 万 2,149 円で、前年度より件数で 328 件の増、保険者負担分で 2,853 万 164 円の増となっております。

目 2 退職被保険者等高額療養費は 2,152 万 3,357 円で、前年度より件数で 126 件の減、保険者負担分で 1,117 万 4,786 円の減となっております。

項 4 出産育児諸費 目 1 出産育児一時金の件数は前年度比較で 10 件減の 44 件となっています。

27.28 ページをお願いいたします。

項 5 葬祭諸費 目 1 葬祭費の件数は前年度比較で 12 件減の 42 件となっております。

款 3 後期高齢者支援金等 目 1 後期高齢者支援金につきましては、75 歳以上の後期高齢者についての制度であり、後期高齢者に係る費用を保険者間で公平に負担しようとするもので、3 億 5,405 万 9,549 円支出しております。

款 4 前期高齢者納付金等 目 1 前期高齢者納付金につきましては、65 歳から 74 歳の前期高齢者についての制度であり、退職者が国保に大量に加入し、保険者間で医療費の負担に不均衡が生じていることからこれを調整するもので、96 万 3,588 円支出しております。

29.30 ページをお願いいたします。

款 5 老人保健拠出金 目 1 老人保健医療費拠出金につきましては、前年度で概算医療費拠出金は終了し、前々年度の精算額と調整金額を加算した額 839 万 5,822 円を拠出しております。平成 22 年度で前々年度の精算還付により終了となる予定であります。

款 6 介護納付金は第 2 号被保険者 1 人当たりの負担額 5 万 246 円に第 2 号被保険者数 2,900 人を乗じた概算額 1 億 4,571 万 3,400 円に前々年度の精算額と調整金額を差し引いた額 1 億 2,383 万 7,309 円を納付しております。

第 2 号被保険者 1 人当たりの負担額は増加しておりますが、第 2 号被保険者の減少と前々年度の精算分の差し引きにより、納付金額は前年度より 1,559 万 2,004 円減少しております。

款 7 共同事業拠出金 目 1 高額医療費拠出金は、一般被保険者の医療費に係る拠出対象額の合計額に、前々年度及びその直前の 2 ヶ年度の高額医療費共同事業基準拠出対象額を合算した額を基に算出した兵庫県下に占める太子町の拠出率を乗じて得た額 3,835 万 1,258 円であります。高額医療費共同事業の対象医療費はレセプト 1 件 80 万円を超えるものが対象で、拠出金の額は前年度とほぼ同額であります。

目 2 保険財政共同安定化事業拠出金は、高額医療費拠出金と同様に算出し、医療費按分と被保険者数按分により、それぞれの太子町の拠出率を乗じて得た額 2 億 4,989 万 8,699 円であります。拠出金の額は前年度より 1,128 万 5,609 円増加しております。保険財政共同安定化事業の対象となるものは、レセプト 1 件当たり 30 万円を超える医療費であります。

款 8 保健事業費 目 1 保健衛生普及費は、被保険者の健康増進の普及促進を図る目的で支出する経費で、医療費通知に要する経費 152 万 2,019 円を支出しております。

項 2 特定健康診査等事業費 目 1 特定健康診査等事業費は、平成 20 年度から保険者に特定健診・特定保健指導が義務づけられたもので、特定健診では 1,241 名の被保険者が健診を受診され、そのうち 147 名の特定保健指導を実施しております。これらの経費として 824 万 8,310 円を支出しております。

31.32 ページをお願いいたします。

款 9 基金積立金は、当年度において財政調整基金から生じた利子 8 万 2,886 円と任意積立 2,243 万 2,000 円を基金に積立て、当年度末の国保財政調整基金残高は 3,997 万 4,239 円となっています。

33.34 ページをお願いいたします。

款 11 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金 目 3 償還金 節 23 償還金・利子及び割引料につきましては、平成 20 年度の医療費実績により退職被保険者等に係る療養給付費等交付金 1,543 万 4,563 円を、実績により特定健診・特定保健指導の国庫及び県費負担金をそれぞれ 10 万 6,000 円ずつ、また高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を 9,613 円返還しております。

続いて、歳入について説明いたします。

9.10 ページをお願いいたします。

款 1 国民健康保険税の総額は 7 億 7,654 万 7,181 円で、前年度と比較し 908 万 3,508 円の増となっています。一般被保険者と退職被保険者等を合わせた年度平均の世帯で 58 世帯、被保険者数で 44 人の増によるものです。

平成 20 年度の「退職者医療制度」の改正により、退職被保険者分の被保険者の対象が改正され減少したことによる影響で、目 2 退職被保険者等国民健康保険税は前年度より 1,398 万 2,773 円減少しましたが、目 1 一般被保険者国民健康保険税は、退職被保険者から一般被保険者に移行した被保険者数の増により 2,306 万 6,281 円増加となっております。

11.12 ページをお願いいたします。

款 3 国庫支出金 項 1 国庫負担金 目 1 療養給付費等負担金は 5 億 5,513 万 4,014 円で、医療費に係る療養給付費負担金は増となっていますが、老人保健医療費拠出金負担金の減及び後期高齢者支援金負担金の減により前年度とほぼ同額であります。

目 3 特定健康診査等負担金は、特定健診・特定保健指導に係る補助対象経費の 3 分の 1 相当額の 127 万 8,000 円であります。

項 2 国庫補助金 目 1 財政調整交付金は 2 億 1,198 万円で、前年度より 5,051 万 4,000 円増加しております。交付率は前年同様の 9 % で、普通調整交付金は医療費の増加により、特別調整交付金は退職者医療制度の廃止に伴う財政影響が多額である市町に対しその影響額の 1/2 を交付されることとなり、約 4 千万円の交付があったことによるものであります。

13.14 ページをお願いいたします。

目2 出産育児一時金補助金 56 万円は、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金について、暫定的に現行 38 万円から 42 万円に 4 万円引き上げ、この 1/2 の 2 万円を国庫補助されるものです。

目3 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 23 万 7,240 円は、高齢受給者証再交付事業に対するものであります。

款4 療養給付費等交付金は退職被保険者等の保険給付に対して交付されるもので、2 億 1,749 万 3,000 円であります。前年度より 6,170 万 1,000 円減少しております。減少の要因は、「退職者医療制度」の改正による退職被保険者の減少に伴い、療養給付費等が減少したためであります。

款5 前期高齢者交付金は、65 歳から 74 歳の前期高齢者の医療費の財源調整のための制度であり、保険者間の医療費に係る負担の不均衡を調整するもので、5 億 5,443 万 6,293 円であります。前年度と比較し 1 億 7,163 万 413 円の増となっています。概算の前期高齢者給付費見込み額が前年度より約 1 億 5,700 万円増加したためであります。

款6 県支出金は 1 億 3,642 万 4,297 円で、前年度より 764 万 6,115 円増加しております。

項1 県負担金 目2 特定健康診査等負担金は、国庫支出金と同様、特定健診・特定保健指導に係る補助対象経費の 3 分の 1 相当額の 127 万 8,000 円であります。

15.16 ページをお願いいたします。

項2 県補助金 目2 財政調整交付金は 1 億 2,149 万 6,000 円で、前年度より 770 万 2,000 円増加しております。普通調整交付金で、一般被保険者に係る保険給付費の増により前年度より 450 万 4,000 円増加しております。

款7 共同事業交付金 目1 高額医療費共同事業交付金は、レセプト 1 件当たり交付基準額 80 万円を超える高額医療を対象として、高額医療費共同事業の実施主体である国保連合会から交付されるものであります。

高額医療費共同事業交付金は 7,417 万 8,135 円で、前年度より 3,177 万 7,881 円増加しております。対象件数は 247 件で前年度より 91 件の増であります。

目2 保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト 1 件当たりの交付基準額 30 万円を超える医療を対象として、保険財政共同安定化事業の実施主体である国保連合会から交付されるものであります。

この事業は、県内の国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図る目的で、平成 18 年 10 月に創設され、本年度の保険財政共同安定化事業交付金は 3 億 256

万 7,841 円で、前年度より 3,487 万 2,767 円増加しております。対象件数は 1,521 件で前年度より 268 件の増であります。

款 8 広域連合支出金は、国保の特定健診と同時に実施した後期高齢者に係る健康診査に対する広域連合からの支出金で、当年度健診受診者 234 名の国庫補助分 19 万 1,000 円と被保険者数及び受診実績配分による広域連合補助分 67 万 5,000 円で、合わせて 86 万 6,000 円であります。

款 10 繰入金は 1 億 6,034 万 2,237 円で、前年度より 2 億 591 万 1,973 円の減となっています。

平成 20 年度は後期高齢者医療制度の施行などに伴い、財政収支が非常に不安定であったこともあり、その他一般会計繰入金いわゆる緊急避難の赤字補填として 2 億 1,000 万円の財政支援を受けましたが、本年度は安定した財政運営となっており、その他一般会計繰入金は行わず、法定繰入分のみの繰入金としています。

17. 18 ページをお願いいたします。

款 11 繰越金 目 1 療養給付費等交付金繰越金は退職被保険者等に係る医療費精算により、21 年度で返還した額 1,543 万 4,563 円であります。

目 2 その他繰越金 8,652 万 1,326 円は、繰越金から療養給付費等交付金繰越金を除いた額で、前年度より 4,782 万 2,879 円増加しております。

19. 20 ページをお願いいたします。

款 12 諸収入 目 4 雑入のうち介護従事者処遇改善臨時特例交付金 221 万 8,106 円は、平成 21 年 4 月から介護保険の介護報酬が介護保険サービスの従事者の給与等の処遇を改善する目的で引き上げ改定されており、この改定に係る国保税の負担増を緩和するため、平成 21 年度、平成 22 年度の 2 ヶ年における被保険者の負担を国費により軽減を図るため、国から兵庫県国民健康保険団体連合会を經由して交付される臨時特例交付金であります。

歳入総額 31 億 3,646 万 7,092 円に対し、歳出総額は 28 億 7,628 万 1,809 円で、歳入歳出差引額 2 億 6,018 万 5,283 円を翌年度に繰越いたします。

現在、国において平成 25 年 4 月を目処に高齢者のための新たな医療制度について検討されており、その動向を注視するとともに、今後、ますます医療費の増大が予想される中で、国民健康保険事業が将来にわたり安定的に運営できるよう、医療費水準に見合う保険税の適正な賦課並びに保険税の収納率向上に努め、保健事業を関係部署と連携しながら取り組んでいきます。